

## 横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要領

制 定 平成 24 年 12 月 3 日 こ緊第 6 2 9 号（こども青少年局長決裁）

改 正 平成 31 年 2 月 7 日 こ保対第 7 7 1 号（こども青少年局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱（平成 24 年 12 月 3 日こ緊第 6 2 9 号。以下「要綱」という。）第 6 条に基づき、要綱の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（保育施設等の概要）

第 2 条 要綱第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定により市長が協力を要請する第 2 条第 1 号における保育所の概要は、次の定めるところによる。

(1) 開所時期

原則として、4 月 1 日とする。

(2) 横浜市補助への申請

市長が、内装整備費への補助金及び賃借料への補助金の事業者を公募する場合は、保育事業者は、それぞれの応募要項に基づき、その条件の範囲において、応募することができる。

(3) その他

保育所を整備するに当たっての物件の売買又は賃貸借については、開発事業者と運営事業者が協議して決定することとし、横浜市は関与しないものとする。

第 3 条 要綱第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定により市長が協力を要請する第 2 条第 1 号における小規模保育事業の概要は、次の定めるところによる。

(1) 開所時期

準備が整い次第

(2) 横浜市補助への申請

市長が、内装整備費への補助金の事業者を公募する場合は、運営事業者は、応募要項に基づき、その条件の範囲において、応募することができる。

(3) その他

小規模保育所の設置に当たっては、開発事業者と事業者が協議して決定することとし、横浜市は関与しないものとする。

第 4 条 要綱第 3 条第 2 項及び第 5 項の規定により市長が協力を要請する第 2 条第 1 号における地域子育て支援拠点（サテライトを含む）の概要は、次の定めるところによる。

(1) 開所時期

準備が整い次第

(2) 横浜市補助への申請

施設の整備に関する補助金の交付においては、横浜市地域子育て支援拠点事業実施施設整

備補助金交付要綱に基づくものとする。

第5条 要綱第3条第2項及び第5項の規定により市長が協力を要請する第2条第1号における地域子育て支援拠点事業実施施設である親と子のつどいの広場の概要は、次の定めるところによる。

(1) 開所時期

準備が整い次第

(2) 横浜市補助への申請

市長が、事業者を公募する場合は、応募要項に基づき、その条件の範囲において、応募することができる。

(3) その他

親と子のつどいの広場の設置に当たっては、開発事業者と事業者が協議して決定することとし、横浜市は関与しないものとする。

第6条 要綱第3条第2項及び第5項の規定により市長が協力を要請する第2条第1号における放課後児童健全育

成事業の概要は、次の定めによるところによる。

(1) 開所時期

準備が整い次第

(2) 放課後児童健全育成事業の届出

児童福祉法第34条の8第2項及び横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱第3条に基づき届け出る。

(3) その他

放課後児童健全育成事業所の設置に当たっては、開発事業者と運営事業者が協議して決定することとし、横浜市は関与しないものとする。

(保育施設等の運営事業者の選定)

第7条 市長は、第2条及び第3条に基づく保育施設について、開発事業者により、適切な運営事業者の選定が困難な場合には、横浜市が運営事業者の募集を支援することができるものとする。

2 前項の支援を実施する場合の横浜市の役割は、物件の情報提供であり、運営事業者の決定は、各開発事業者が自らの判断と責任においてなすべきものとする。

3 前項により開発事業者が決定した運営事業者は、当該事業に係る許認可、補助金等の申請において、なんら優先的地位を得るものではない。

(重点地域の指定)

第8条 こども青少年局長は、就学前児童数、保育施設等の有無及び保育ニーズ等子育てを取り巻く周辺環境を総合的に勘案した上で、一定数の保育施設等の設置が今後も必要な地域と判断できる場合には、「待機児童対策重点地域（以下「重点地域」という。）」として指定することができる。

2 「重点地域」は、前項を踏まえ、要領別表1に記載して指定する。

- 3 横浜市は、前項別表により指定された「重点地域」のうち要領別表2に定める土地利用計画について、土地利用計画を企画・立案した者又は行おうとする者から、原則として、法令等に基づく手続きの6か月前までに、「待機児童対策重点地域土地利用相談書（要綱第4号様式）」をこども青少年局へ提出することを求めるものとする。
- 4 重点地域は、第1項の状況の変化を踏まえ、見直すことができるものとする。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月7日から施行する。

要領別表1

表示するエリア名	含まれる町丁目
鶴見区 ①【矢向・江ヶ崎周辺エリア】	矢向一丁目、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目、 矢向五丁目、矢向六丁目、江ヶ崎町
鶴見区 ②【鶴見市場駅・尻手駅 周辺エリア】	市場大和町、市場富士見町、市場西中町、市場東中町、 市場上町、市場下町、菅沢町、 尻手一丁目、尻手二丁目、尻手三丁目、元宮一丁目
港北区 ③【日吉駅・日吉本町駅 周辺エリア】	日吉一丁目、日吉二丁目、日吉三丁目、日吉四丁目、 日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、 日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日吉本町四丁目、 日吉本町五丁目、 箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目
港北区 ④【綱島駅周辺エリア】	綱島西一丁目、綱島西二丁目、綱島西三丁目、 綱島西四丁目、綱島西五丁目、綱島西六丁目、綱島台、 綱島東一丁目、綱島東二丁目、綱島東三丁目、 綱島東四丁目、綱島上町、 樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、 大曾根二丁目、

要領別表2

土地利用計画の内容
①50戸以上の共同住宅 ②1フロア100㎡以上のテナントを保有するビル ※①もしくは②のどちらかに該当する場合